

環境省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 地方環境事務所の設置

- 一 環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置くこととする。 (第十二条第一項関係)
- 二 地方環境事務所の所掌事務を定めること。 (第十二条第二項関係)
- 三 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定めることとする。 (第十二条第三項関係)
- 四 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定めることとする。 (第十二条第四項関係)

第二 附則

- 一 この法律は、平成十七年十月一日から施行することとする。 (附則第一条関係)
- 二 環境大臣の権限を定める法律について、所要の規定の整備を行うこと。 (附則第二条から第二十三条まで関係)
- 三 所要の経過措置を設けること。 (附則第二十四条関係)